

公益社団法人四街道市シルバー人材センター

賛 助 会 員 規 程

公益社団法人四街道市シルバー人材センター賛助会員規程

（目的）

第1条 賛助会員は、公益社団法人四街道市シルバー人材センター（以下「センター」という。）が、地域高齢者のために、地域社会と連携を保ちながら、就業に関する各種事業を円滑に遂行できるよう協力することを目的とする。

（賛助会員）

第2条 賛助会員は、センター定款第5条第1項第3号により、センターの目的に賛同し、事業に協力する者で理事会の承認を得たものとする。

（会費）

第3条 賛助会員は、次に定める会費をセンターに納入しなければならない。

種 別	会 費 額
団 体 会 員	一口につき年額 5,000円
個 人 会 員	一口につき年額 1,000円

2 既納の会費、その他の拠出金品は、これを返還しない。

（会費の用途及び会計）

第4条 会費は、センターの事業を遂行する経費に充てる。

（権能）

第5条 賛助会員は、理事会が別に定めるところにより、センターの運営等について意見を述べる事ができる。

（この規程施行の細目）

第6条 この規程の施行に関して必要な事項は、理事会が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成24年4月1日より施行する。